

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

知多市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

知多市長

公表日

令和5年9月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険に関する事務は、国民健康保険法及び地方税法に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として実施するものである。</p> <p>市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1)被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>(2)被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務</p> <p>(3)保険給付の支給に関する事務</p> <p>(4)国民健康保険法第四十四条第一項の措置に関する事務</p> <p>(5)国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務</p> <p>(6)国民健康保険税の賦課に関する事務</p> <p>(7)国民健康保険法第八十二条第一項又は第三項の保健事業の実施に関する事務</p> <p>(8)国民健康保険法第百十三条の二第一項の資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>(9)オンライン資格確認等システムの運用における資格履歴管理及び機関別符号の取得等事務</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、国保総合システム、国保情報集約システム及び医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法 別表第一 項番16・30 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 国民健康保険法 第113条の3第1項及び2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	番号利用法 附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためでなくオンライン資格確認等システムに関する業務のための機関別符号を取得する等）、別表第二 項番1・2・3・4・5・9・17・26・27・30・33・39・42・43・58・62・80・87・93・106・120 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条、第59条の3 国民健康保険法 第113条の3第1項及び2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康文化部保険医療課 総務部税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 知多市緑町1番地 0562-36-2630
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康文化部保険医療課 知多市緑町1番地 0562-36-2653

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月20日	I-5-②所属長	(総務部税務課) 課長 伊藤 明典	(総務部税務課) 課長 竹内 克忠	事後	
平成29年4月3日	I-1-③システムの名称	国民健康保険システム	国民健康保険システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム	事前	
平成29年7月31日	I-7請求先	総務部総務課 知多市緑町1番地 0562-33-3151	総務部総務課 知多市緑町1番地 0562-36-2630	事後	
平成29年7月31日	I-8連絡先	健康福祉部保険医療課 知多市緑町1番地 0562-33-3151	健康福祉部保険医療課 知多市緑町1番地 0562-36-2653	事後	
平成31年3月11日	I-1-②事務の概要	<p>国民健康保険に関する事務は、国民健康保険法に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として実施するものである。市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1)被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>(2)被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務</p> <p>(3)保険給付の支給に関する事務</p> <p>(4)国民健康保険法第四十四条第一項の措置に関する事務</p> <p>(5)国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務</p> <p>(6)国民健康保険税の賦課に関する事務</p>	<p>国民健康保険に関する事務は、国民健康保険法及び地方税法に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として実施するものである。</p> <p>市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1)被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>(2)被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務</p> <p>(3)保険給付の支給に関する事務</p> <p>(4)国民健康保険法第四十四条第一項の措置に関する事務</p> <p>(5)国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務</p> <p>(6)国民健康保険税の賦課に関する事務</p> <p>(7)国民健康保険法第八十二条第一項又は第三項の保健事業の実施に関する事務</p> <p>(8)国民健康保険法百十三条の二第一項の資料の提供等の求めに関する事務</p>	事後	
平成31年3月11日	I-1-③システムの名称	国民健康保険システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム	国民健康保険システム、国保総合システム及び国保情報集約システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月11日	I-3法令上の根拠	別表第二 項番1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、87、93、106 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第26条、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条	別表第二 項番1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、87、93、106 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条	事後	
平成31年3月11日	I-5-①部署	健康福祉部保険医療課 総務部税務課	健康部保険医療課 総務部税務課	事後	
平成31年3月11日	I-5-②所属長の役職名	課長 加藤 芳久 課長 竹内 克忠	課長	事後	
平成31年3月11日	I-8連絡先	健康福祉部保険医療課 知多市緑町1番地 0562-36-2653	健康部保険医療課 知多市緑町1番地0562-36-2653	事後	
令和3年1月8日	II-1 対象人数	平成27年6月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	
令和3年1月8日	II-2 取扱者数	平成27年6月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月22日	I-1-②事務の概要	<p>国民健康保険に関する事務は、国民健康保険法及び地方税法に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として実施するものである。</p> <p>市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1)被保険者に係る申請等の受理、その申請等に関する事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>(2)被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務</p> <p>(3)保険給付の支給に関する事務</p> <p>(4)国民健康保険法第四十四条第一項の措置に関する事務</p> <p>(5)国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務</p> <p>(6)国民健康保険税の賦課に関する事務</p> <p>(7)国民健康保険法第八十二条第一項又は第三項の保健事業の実施に関する事務</p> <p>(8)国民健康保険法百十三条の二第一項の資料の提供等の求めに関する事務</p>	<p>国民健康保険に関する事務は、国民健康保険法及び地方税法に基づき、社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的として実施するものである。</p> <p>市においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1)被保険者に係る申請等の受理、その申請等に関する事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務</p> <p>(2)被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務</p> <p>(3)保険給付の支給に関する事務</p> <p>(4)国民健康保険法第四十四条第一項の措置に関する事務</p> <p>(5)国民健康保険法第六十三条の二の一時差止めに関する事務</p> <p>(6)国民健康保険税の賦課に関する事務</p> <p>(7)国民健康保険法第八十二条第一項又は第三項の保健事業の実施に関する事務</p> <p>(8)国民健康保険法百十三条の二第一項の資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>(9)オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理及び機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）</p> <p>なお、オンライン資格確認等システムの仕組み導入に伴い、愛知県国民健康保険団体連合会から委託を受けた国民健康保険中央会が、被保険者等の資格情報を国保総合システム及び国保情報集約システム経由で医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ被保険者等の資格情報を国保総合システム及び国保情報集約システム及び医療保険者等向け中間サーバー等</p>	事前	
令和3年2月22日	I-1-③システムの名称	国民健康保険システム、国保総合システム及び国保情報集約システム	国民健康保険システム、国保総合システム、国保情報集約システム及び医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和3年2月22日	I-3法令上の根拠	別表第一 項番16、30 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条	番号利用法 別表第一 項番16・30 番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 国民健康保険法 第113条の3第1項及び2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月22日	I-4-②法令上の根拠	別表第二 項番1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、87、93、106 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条	番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためでなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)、別表第二 項番1・2・3・4・5・17・26・27・30・33・39・42・43・58・62・80・87・93・106 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条 国民健康保険法 第113条の3第1項及び2項	事前	
令和3年12月13日	I-5-①部署	健康部保険医療課 総務部税務課	健康文化部保険医療課 総務部税務課	事後	
令和3年12月13日	I-8連絡先	健康部保険医療課 知多市緑町1番地 0562-36-2653	健康文化部保険医療課 知多市緑町1番地 0562-36-2653	事後	
令和5年9月21日	I-1-②事務の概要	(9)オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理及び機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) なお、オンライン資格確認等システムの仕組み導入に伴い、愛知県国民健康保険団体連合会から委託を受けた国民健康保険中央会が、被保険者等の資格情報を国保総合システム及び国保情報集約システム経由で医療保険者等向け中間サーバー等システムの委託区画へ被保険者異動情報の登録を行う。あわせて、社会保険診療報酬支払基金が、機関別符号の取得及び紐付け情報の提供を行う。	(9)オンライン資格確認等システムの運用における資格履歴管理及び機関別符号の取得等事務	事後	
令和5年9月21日	I-4-②法令上の根拠	番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためでなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)、別表第二 項番1・2・3・4・5・17・26・27・30・33・39・42・43・58・62・80・87・93・106 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条 国民健康保険法 第113条の3第1項及び2項	番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためでなくオンライン資格確認等システムに関する業務のための機関別符号を取得する等)、別表第二 項番1・2・3・4・5・9・17・26・27・30・33・39・42・43・58・62・80・87・93・106・120 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条、第59条の3 国民健康保険法 第113条の3第1項及び2項	事後	